

様式第1号（第5条関係）

伊勢市森林経営管理制度基本方針に基づく森林整備協定書

伊勢市長（以下「甲」という。）と森林所有者 ○○○○○（以下「乙」という。）は、伊勢市森林経営管理制度基本方針に基づき、「森林整備」のために次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市森林整備事業（以下「事業」という。）により整備する森林について、公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、その取扱いを定めることを目的とする。

（対象とする森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の位置及び面積は、下記のとおりとする。

森林の所在地	林班	準林班	小班	枝班	樹種	林齢	面積 (ha)	備考

備考：1. 樹種はスギ、ヒノキのいずれかとする。

2. 林齢は森林簿より記載。

3. 面積は明確化業務による測量面積、ないしはその他業務等で確認済の面積とする。

（施業の方法等）

第3条 甲は、森林の有する公益的機能を発揮させるため、協定期間中に対象とする森林において森林整備を実施する。整備方法は、間伐とする。

(費用の負担等)

第4条 前条第1項の規定に基づき実施する森林整備については、その費用は甲が負担する。

2 公租公課については、協定の締結に関わらず森林所有者である乙が費用を負担する。

(協定の承継等)

第5条 相続により乙が対象森林の所有権を有しなくなった場合、新しい森林所有者はこの協定の

内容を承継しなければならない。

2 前項の所有権の移転を行った場合は、新しい森林所有者は速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

3 売買や贈与など相続ではない事由により乙が対象森林の所有権を移転する場合は、所有権を移転することがわかり次第速やかに乙は甲にその旨を申し出ること。またこのことに関連し、甲が新しい森林所有者との協議を希望する場合、乙はこれに協力すること。

(協定の期間等)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 前項の期間は、甲乙の双方が期間の変更が必要と認める場合は、協議の上変更できるものとする。

3 この事業で整備を行った森林においては、協定終了後5年間、主伐は行ってはならない。

(甲の事業実施に伴う免責事項)

第7条 甲が実施する森林整備のために林内に作業道を作設した場合、事業完了後又は協定終了後も甲は原状回復を実施しない。

2 協定期間中及び協定終了後に前項の作業道が損傷した場合、甲は復旧を行わない。

3 協定期間中に生じた損害について、甲の責に帰すべき事由でない場合、甲はその責任を負わない。

(その他)

第8条 協定期間中において乙から対象森林に関する連絡や要望があった場合、甲はこれを受けて乙と協議を行うものとし、必要に応じて関係機関と情報共有を行う。

2 甲及び乙は、誠意をもってこの協定を遵守することとし、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証しとして協定書を2通作成し、各当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙